



|              |                              |                      |   |
|--------------|------------------------------|----------------------|---|
| ウイルス感染症      |                              | いる者の住所               |   |
| イバラキ病        | 〃                            | 地を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日 | 〃 |
| 牛流行熱         | 〃                            |                      | 〃 |
| 牛白血病         | 〃                            |                      | 〃 |
| 流行性脳炎        | 牛、水牛、しか、馬、めん羊、山羊、豚及びいのしし     |                      | 〃 |
| 豚コレラ         | 豚及びいのしし                      |                      | 〃 |
| オーエスキー病      | 〃                            |                      | 〃 |
| 豚繁殖・呼吸障害症候群  | 〃                            |                      | 〃 |
| 高病原性鳥インフルエンザ | 鶏、あひる、七面鳥、うずら、きじ、だちょう及びほろほろ鳥 |                      | 〃 |
| ニューカッスル病     | 鶏、あひる、七面鳥及びうずら               |                      | 〃 |
| 家きんサルモネラ感染症  | 〃                            |                      | 〃 |
| 鶏マイコプラズマ病    | 鶏及び七面鳥                       |                      | 〃 |
| その他の監視伝染病    | 知事が検査を必要と認める家畜               |                      | 〃 |

**高知県告示第175号の3**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第52条の規定に基づき次のとおり報告を求め、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林水産省令第35号）第58条ただし書の規定に基づき告示する。

平成21年3月16日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

- 1 実施の目的  
高病原性鳥インフルエンザの早期発見及びまん延防止のため
- 2 報告すべき者  
鶏、あひる、うずら、七面鳥、きじ若しくはほろほろ鳥を飼養する農場（飼養羽数が100羽以上の農場に限る。）又はダチョウを飼養する農場（飼養羽数が10羽以上の農場に限る。）の

所有者

- 3 報告すべき事項  
週ごとの次に掲げる事項  
(1) 飼養羽数  
(2) 死亡羽数  
(3) 飼養家さんの健康状態、死亡率の変化等
- 4 報告書の提出期限  
報告書の様式は、知事が別に定めるものとし、当該報告書により3の事項を月ごとにとりまとめ、当該月の翌月の10日（その日が高知県の休日を定める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）に当たるときは、その日後の直近の県の休日以外の日）までに提出すること。
- 5 報告書の提出先  
家さんを飼養する農場の所在地を管轄する家畜保健衛生所
- 6 その他必要な事項  
(1) 異常鶏の発生等高病原性鳥インフルエンザの可能性を否定できない事態が生じたときは、4にかかわらず、直ちに報告すること。  
(2) この告示が適用される期間は、平成21年4月1日から別に告示する日までの間とする。  
(3) 家畜伝染病予防法施行規則第58条の規定により平成21年4月1日前に交付された報告請求書は、同年3月31日限り、その効力を失う。

**高知県告示第269号**  
国土交通省国土地理院長から平成20年5月高知県告示第320号（基本測量の実施の通知）で告示した基本測量を平成21年2月28日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。  
平成21年3月31日  
高知県知事 尾崎 正直

**高知県告示第270号**  
四国地方整備局四国山地砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。  
平成21年3月31日  
高知県知事 尾崎 正直

- 1 作業種類  
公共測量（レーザ計測）
- 2 作業期間  
平成21年3月15日から同年9月30日まで
- 3 作業地域  
安芸郡北川村竹屋敷地域から高岡郡構原町井高地域まで

**高知県告示第271号**

道路法（昭和27年法律第180号）第7条第1項の規定により、県道の路線を次のとおり認定する。  
その関係図面は、平成21年3月31日から2週間高知県土木部道路課において一般の縦覧に供する。  
平成21年3月31日  
高知県知事 尾崎 正直

| 整理番号 | 路線名   | 起点        | 重要な経過地 |
|------|-------|-----------|--------|
|      |       | 終点        |        |
| 388  | 吾井郷下分 | 高知県須崎市吾井郷 |        |
|      |       | 高知県須崎市下分  |        |

**高知県告示第272号**

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じて最大25トンである道路を次のとおり指定する。  
平成21年3月31日  
高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定する道路の路線名及び区間

| 路線名     | 区間                                     |
|---------|--|
| 県道吾井郷下分 | 須崎市吾井郷字常貞乙1061番1地先から須崎市下分字渡場甲286番1地先まで |

- 2 指定する期日  
平成21年4月1日

**高知県告示第273号**

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。  
平成21年3月31日  
高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定する道路の路線名及び区間

| 路線名     | 区間                                |
|---------|-----------------------------------|
| 県道吾井郷下分 | 須崎市吾井郷字常貞乙1061番1地先から須崎市栄町18番1地先まで |

- 2 指定する期日  
平成21年4月1日
- 3 通行方法  
1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。
- (1) 走行位置の指定  
トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
- (2) 後方警戒措置  
後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上及び縦寸法0.12メートル以上又は横寸法0.12メートル以上及び縦寸法0.23メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
- (3) 道路情報の収集  
道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

-----  
**公 告**  
-----

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、山田北部土地改良区から次のとおり就任した役員の届出があった。

平成21年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

役名 氏 名 住 所  
理事 鍵山 繁子 香美市土佐山田町楠目2597

-----  
**教育委員会告示**  
-----

**高知県教育委員会告示第8号**

平成12年5月高知県教育委員会告示第4号（高知県立高等学校における専門教育に関する各教科・科目の標準単位数の定め）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年3月31日

高知県教育委員会委員長 宮地 彌典

表福祉の項中

|        |       |
|--------|-------|
| 福祉情報処理 | 2 ～ 6 |
|--------|-------|

を  
「

|             |        |
|-------------|--------|
| 福祉情報処理      | 2 ～ 6  |
| 介護福祉基礎      | 2 ～ 8  |
| コミュニケーション技術 | 2 ～ 4  |
| 生活支援技術      | 2 ～ 12 |
| 介護過程        | 2 ～ 6  |
| 介護総合演習      | 2 ～ 4  |
| 介護実習        | 2 ～ 8  |
| こころとからだの理解  | 2 ～ 10 |
| 福祉情報活用      | 2 ～ 6  |

に改める。